

障害者活躍推進計画

令和2年3月

益田地区広域市町村圏事務組合事務局

1 機関名及び任命権者

- この障害者活躍推進計画は、益田地区広域市町村圏事務組合理事会を任命権者とする機関（益田地区広域市町村圏事務組合事務局）での取組を示したものです。そのため、理事会以外の任命権者における機関は除きます。

2 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。
- なお、計画期間においても随時に取り組状況等の把握及び検証を行い、必要が生じた場合は適宜計画を見直します。

3 本組合事務局における障がい者雇用に関する課題

- 本組合事務局については、職員総数が9人程度の小規模な機関であり、職員は益田市・津和野町・吉賀町（現時点では益田市のみ）からの派遣職員と理事会において直接雇用している会計年度任用職員で構成されており、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていません。
現時点でも、職員の中に障がい者がいないため、組織的な体制整備は行っていません。

4 目標

- (1) 採用に関する目標
障がい者の雇用の推進に関する理解を促進します。
- (2) 定着に関する目標
なし

5 取組内容

- (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備
 - 障害者雇用推進者として、企画振興課長を選任する。
 - 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員が在籍した場合には、障がい者である職員の相談窓口を設定し、周知する。
 - 益田市と連携し、職員に対して、厚生労働省障害者雇用対策課又は島根労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等への受講案内を行い、参加を募る。

- 益田市と連携し、職員研修として、障がい者雇用の理解を深めるため、障がいの特性や対応のノウハウ等について共有を行う講義を開催する。

(2) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的な措置を講ずる。
- なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 会計年度任用職員の募集・任用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること。」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- 定期受診、リハビリ等により勤務時間中に職場を離れる必要がある場合は、休暇制度等の柔軟な対応について、障がいの特性に合わせて配慮する。
- 益田市において毎月行っている健康相談又はカウンセリングで面談を行い、状況把握・体調配慮を行う。
- 上記を補完するため、必要に応じ、益田市の障害者職業生活相談員や衛生管理者による随時面談を実施する。
- 各種面談や障がい者本人からの要望を踏まえ、障がい者の職業生活をサポートする支援員の配置に努める。

(3) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、益田市福祉部局と連携して障がい者の活躍の場の拡大を推進する。